

国際的な取組について

平成19年1月
特 許 庁

1. 「世界特許」実現に向けた取組

(1) 審査協力の拡大

①特許審査ハイウェイの更なる拡大

特許の相互承認の実現を長期的な目標としつつも、当面は、一つの国の特許庁のサーチ・審査結果を他国の特許庁が相互に利用できるよう特許庁間の審査協力を推進することとし、その一環として、「特許審査ハイウェイ構想」¹を推進。米国との間では、昨年7月から実施した試行の結果を踏まえ、本年7月から本格実施する予定。また、韓国との間でも、本年4月から開始予定。

また、英、独、加、豪等の他の主要審査主義国への本構想の拡大の可能性についても、日米間の試行結果を踏まえつつ、検討開始することで合意済み。

②日米欧三極協力

各国間の出願様式の相違に起因する出願人の負担軽減のため、昨年11月の日米欧三極特許庁会合において、三極の特許明細書の様式の統一に合意。本年中に三極特許庁と三極ユーザーの協力のもと、試行プロジェクトを実施し実務上の検証を行った上で、平成20年度に国内規則・PCT規則の改正作業など必要な準備を行い、平成21年4月からの運用開始を目指す。

また、優先権書類を提出する出願人の負担軽減のため、優先権書類の電子的交換を推進。（平成11年に開始済みの日欧間、平成13年に開始済みの日韓間に加え、日米間を本年7月に開始予定。）

さらに、三極間でのワークシェアリングの強化発展に関するWGの設置に合意。

③日中韓協力ロードマップ

日中韓での審査・サーチ結果の相互利用を中期的目標とした、「協力ロードマップ」の作成に日中韓長官会合で合意。

(2) 特許制度・運用の国際的調和

①実体特許法条約

WIPO（世界知的所有権機関）での実体特許法条約の議論が南北対立の深刻化により停滞する中、昨年9月の長官レベルの先進国会合において、議長提案の包括妥協案に基き条約条文案を作成することに合意。昨年11月の実務者レベルの会合では、同条約の草案作成作業を実施。本年5月又は6月頃に開催予定の長官レベルの会合等を経て、できるだけ早期の合意を目指す。

②審査実務に関する比較研究

記載要件、進歩性/非自明性要件について、三極特許庁の審査実務を比較研究し、出願人・代理人に周知。これにより、審査実務に沿った質の高い出願書類作成を支援。

2. 途上国における知的財産保護の強化（協力と要請）

(1) EPA交渉等を活用した途上国への要請

EPA（経済連携協定）交渉等を活用した、交渉相手国の知的財産制度の整備、運用改善の促進や、他国の審査結果に基づき簡易な審査で特許を付与する制度・運用（MSE：修正実体審査制度など）の適用、我が国の審査結果に基づき早期審査を可能とする運用の導入などの働きかけを引き続き推進。

¹ 一国で特許となった出願についての審査結果を提出することにより、他国において簡易な手続きで早期審査を受けられるようにする構想。

また、現在行われている中国専利法改正作業について、昨年9月に調査団の受け入れを行い、我が国からの改正要望事項を提出（昨年10月）。今後も日中特許庁会合等のバイ会談において要請を継続。

(2) 途上国協力の着実な実施

過去11年間に2,500人を超える知財関連の研修生を招聘。また途上国知財庁の情報化協力・審査協力を実施。今後も、途上国の状況や我が国産業界の関心度・ニーズに応じ、よりきめ細かに効率的かつ効果的な協力を実施予定。特に我が国産業界の関心の高い中国、アセアン諸国、インドに対して重点的に協力を実施。

3. 模倣品対策の推進

(1) 産業界と連携した相手国への要請及び支援

平成19年度から、中国に加え、アセアン諸国へIIPPとの官民合同ミッションを新たに派遣予定。法制度整備、取締強化を働きかけるとともに、関係機関に対し知財保護の立法、執行能力の強化に関する支援を実施予定。

(2) 各国との情報交換による模倣品対策協力

模倣品・海賊版の撲滅のための二国間協力を強化。（ex. 日米新共同イニシアティブ、日仏共同フォーラム開催）

(3) 海外における日系企業支援や消費者への啓発活動

- ① 日系企業に対し、模倣品対策のための情報やノウハウを提供。（対策マニュアル、事例集・判例集の作成、日系企業向け国内外セミナー開催、模倣品個別相談等）
- ② 昨年12月、関係府省の協力の下、テレビCM、ポスターなど、様々な広報ツールを用いた「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施、本年も実施予定。
- ③ 平成19年度から、企業OB等を活用したアジア各国での模倣品被害に係る企業相談を強化。

4. 商標・意匠分野における取組

(1) 商標分野における協力

① 日米欧商標三極会合

商標大量出願問題を抱える中国商標局に対し、三極の審査・審判等の運用に関する情報提供を行うとともに、三極それぞれが行っている対中二国間協力についての情報交換を行うこと等について合意。また、将来的なマドリッド制度について意見交換。本年も秋頃を目処に、東京で開催予定。

② 中国の商標法改正に対する要請

中国の商標法改正に向けて、昨年7月に我が国としての意見を提出。

(2) 意匠分野における協力

日中審判（意匠）会合、日韓意匠審査官会合を開催し、意匠登録制度と審査資料データベース整備の現況、意匠法及び意匠分類の改正動向等について情報交換を行うとともに、審査実務についてのケーススタディを実施。引き続き開催予定。

5. 知的財産に関する開発協力

(1) WIPOジャパンオフィスの開設

昨年9月、WIPOジャパンオフィス開設。知的財産権と経済発展に関する研究活動を実施予定。

(2) WIPOにおける「開発アジェンダ」の議論

ブラジル・アルゼンチン等計14カ国の「開発フレンズ」がWIPOの「開発アジェンダ」策定を提案。開発フレンズ提案66項目を含む111項目の提案について、本年2月及び6月に会合を開催し議論がなされる予定。